

意見書

2023年1月30日

国立大学法人名古屋工業大学長
木下 隆利 殿

2023年1月23日付けをもって意見を求められた次の規則等案について、下記のとおり意見を提出します。

- ① 国立大学法人名古屋工業大学職員就業規則
- ② " 再雇用職員就業規則
- ③ " 職員給与規程
- ④ " 職員退職手当規程
- ⑤ 国立大学法人名古屋工業大学における満60歳に達する一般職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規程

記

上記の規則・規程①～④の改定案および新規規程⑤は、本学の事務職員、技術職員及び医療技術職員の定年を満60歳から段階的に満65歳に引き上げようとするものです。2023年度から2年ごとに定年を1年引き上げ、2031年度で満65歳定年制を完成させるものです。

現行では、満60歳の定年時に退職手当金額が確定し、以後は、再雇用によって満65歳まで働くことができます。新制度への移行期間およびそれ以降においても、満60歳の時点で退職手当金額を確定させ、その後の定年前に退職する場合でも、あるいは短時間職員として再雇用される場合でも不利のない制度設計となっています。また、定年に先立って60歳に達する際には、新規規程⑤にもとづき、制度の説明などが行われ、60歳以降の勤務形態に関しての意思決定に必要な情報提供が行われ、当該職員の自由意思が担保されるとともに、その意思決定も後の状況の変化に応じて変更できることとされています。

以上のことから、上記の規則規程①～④の改定案および新規規程⑤は、2023年以降に定年を迎える事務職員、技術職員及び医療技術職員にとって何ら不利になる点はなく、より広い働き方の選択肢を与えるものと判断されます。

なお新たに、管理職勤務上限年齢として満60歳を規定し、それ以後は降任を定めているため、当該職員の能力が十分に生かすことができない事態が憂慮されます。職場環境への配慮や心的健康維持への配慮が必要と考えます。

国立大学法人名古屋工業大学
御器所地区事業場職員過半数代表者 内匠 逸 ㊞
(選出の方法 投票による選出)